条 例 制 定 改 廃 調 書
条例改正に伴う新旧対照表

令和８年

奈良市議会１２月定例会

条例制定改廃調書

<table>
<tr><td>1　名　　称</td><td colspan="3">奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>2　制定改廃の根拠法令、関係通達等</td><td>・令和８年人事院勧告（令和８年８月７日）
・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）</td><td rowspan="2">4　制定改廃の概要</td><td rowspan="2">１．一般職の職員及び特定任期付職員の給料の額の引上げを行う。（第１条による改正、第３条による改正）

２．一般職の職員及び特定任期付職員について、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定する。（第１条から第４条までによる改正）

３．転勤を行った職員の経済的負担の軽減のための手当として、転居手当を新たに規定する。これに伴い、単身赴任手当の距離に応じた加算を廃止し、転居手当として再編する。（第２条による改正）

４．宿日直手当の１回当たりの支給限度額を改定する。（第１条による改正）</td></tr>
<tr><td>3　制定改廃の理由</td><td>・国家公務員の給与改定に準じて、本市の一般職の職員及び特定任期付職員の給料、期末手当等の改定を行うため。</td></tr>
<tr><td>5　施行期日</td><td>公布の日、令和９年４月１日</td><td>所管部課</td><td>総合政策部　人事課</td></tr>
</table>

奈良市一般職の職員の給与に関する条例　新旧対照表（第１条による改正）

現行	改正案
（宿日直手当） 第21条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、6,400円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、9,600円　）を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。 ２　常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず勤務１月につき、23,500円を超えない範囲内において市長が規則で定める額を、宿日直手当として支給する。 ３　略 （期末手当） 第24条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第25条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権	（宿日直手当） 第21条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき、8,000円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、12,000円）を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。 ２　常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、前項の規定にかかわらず勤務１月につき、25,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額を、宿日直手当として支給する。 ３　略 （期末手当） 第24条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の126.25、12月に支給する場合には100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。 ４～６　略 （勤勉手当） 第25条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権

現行

者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

３～５　略

別表第１（第５条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	420,700	471,900	525,300
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	422,600	477,200	532,000
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	424,500	482,100	537,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	426,300	486,700	541,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	431,700	497,000	550,800

改正案

者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

（１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75を乗じて得た額の総額

（２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額

３～５　略

別表第１（第５条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	439,900	501,500	557,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	445,400	511,800	567,200

現行										
		8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	433,500	499,500	553,300
		9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	435,100	501,500	555,300
		10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	436,600		
		11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	438,100		
		12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	439,600		
		13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	441,100		
		14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	442,400		
		15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	443,700		
		16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	444,900		
		17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	446,100		
		18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	447,400		
		19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	448,700		
		20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	449,900		
		21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	451,100		
		22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	451,900		
		23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	452,700		
		24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	453,500		
		25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	454,100		
		26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	454,700		
		27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	455,300		
		28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	455,900		

改正案										
		8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	447,200	514,300	569,700
		9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	448,800	516,300	571,700
		10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	450,300		
		11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	451,800		
		12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	453,300		
		13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	454,800		
		14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	456,100		
		15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	457,400		
		16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	458,600		
		17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	459,800		
		18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	461,100		
		19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	462,400		
		20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	463,600		
		21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	464,800		
		22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	465,600		
		23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	466,400		
		24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	467,200		
		25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	467,800		
		26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	468,400		
		27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	469,000		
		28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	469,600		

現行							
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800		

改正案							
29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	470,300	
30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	471,100	
31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	471,500	
32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	472,200	
33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	472,700	
34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	473,100	
35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	473,500	
36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	473,900	
37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	474,300	
38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	474,600	
39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	474,900	
40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	475,200	
41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	475,500	
42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	475,800	
43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	476,100	
44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	476,400	
45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	476,700	
46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400		
47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100		
48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800		
49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300		
50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900		

現行								改正案							
		51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400			51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500
		52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100			52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200
		53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500			53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600
		54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100			54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200
		55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700			55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800
		56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200			56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300
		57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600			57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700
		58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200			58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300
		59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800			59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900
		60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300			60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400
	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700		定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800
		62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200			62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300
		63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700			63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800
		64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300			64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400
		65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600			65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700
		66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000			66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100
		67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300			67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400
		68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700			68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800
		69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000			69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100
		70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300			70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400
		71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600			71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700
		72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800			72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900

現行							改正案						
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000		73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100	
86	266,200	305,800	355,700				86	275,500	315,300	366,500			
87	266,500	306,100	356,100				87	275,800	315,600	366,900			
88	266,800	306,400	356,500				88	276,100	315,900	367,300			
89	267,100	306,700	356,700				89	276,400	316,200	367,500			
90	267,400	307,000	357,100				90	276,700	316,500	367,900			
91	267,700	307,300	357,500				91	277,000	316,800	368,300			
92	268,000	307,600	357,900				92	277,300	317,100	368,700			

現行					改正案				
93	268,300	307,800	358,100		93	277,600	317,300	368,900	
94		308,000	358,400		94		317,500	369,200	
95		308,300	358,800		95		317,800	369,600	
96		308,700	359,100		96		318,200	369,900	
97		308,900	359,400		97		318,400	370,200	
98		309,200	359,800		98		318,700	370,600	
99		309,500	360,200		99		319,000	371,000	
100		309,900	360,600		100		319,400	371,400	
101		310,100	361,100		101		319,600	371,900	
102		310,400	361,500		102		319,900	372,300	
103		310,700	361,900		103		320,200	372,700	
104		311,000	362,300		104		320,500	373,100	
105		311,200	362,800		105		320,700	373,600	
106		311,500	363,200		106		321,000	374,000	
107		311,800	363,500		107		321,300	374,300	
108		312,100	363,800		108		321,600	374,600	
109		312,300	364,200		109		321,800	375,000	
110		312,600			110		322,100		
111		313,000			111		322,500		
112		313,300			112		322,800		
113		313,500			113		323,000		

現行												改正案											
		114		313,700										114		323,200							
		115		314,000										115		323,500							
		116		314,400										116		323,900							
		117		314,600										117		324,100							
		118		314,800										118		324,300							
		119		315,100										119		324,600							
		120		315,400										120		324,900							
		121		315,700										121		325,200							
		122		315,900										122		325,400							
		123		316,200										123		325,700							
		124		316,500										124		326,000							
		125		316,800										125		326,300							
	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額			定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額		
			円	円	円	円	円	円	円	円					円	円	円	円	円	円	円	円		
			200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	374,800	409,200	462,400					218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	405,400	442,400	499,600		

奈良市一般職の職員の給与に関する条例　新旧対照表（第２条による改正）

現行	改正案
（給与の実施） 第２条　この条例で給与とは、給料、初任給調整手当（第１種初任給調整手当及び第２種初任給調整手当をいう。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とする。 ２　略 第４章　住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日、勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当 （住居手当） 第16条の３　略 （単身赴任手当） 第16条の５　略 ２　単身赴任手当の月額は、30,000円（市長が規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が市長が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて市長が規則で定める額を加算した額）とする。 ３　略	（給与の実施） 第２条　この条例で給与とは、給料、初任給調整手当（第１種初任給調整手当及び第２種初任給調整手当をいう。）、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、転居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当とする。 ２　略 第４章　住居手当、通勤手当、単身赴任手当、転居手当、時間外勤務手当、休日、勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当 （住居手当） 第16条の３　略 （単身赴任手当） 第16条の５　略 ２　単身赴任手当の月額は、30,000円とする。 ３　略 （転居手当） 第16条の６　職員が異動等に伴つて特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離（往来距離により難い特別の

現行	改正案
	事情があるものとして市長が規則で定める場合には、市長が規則で定める区間の距離。次項において同じ。）が市長が規則で定める距離以上であるときは、当該職員には、市長が規則で定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から３年間（単身赴任手当支給職員にあつては、前条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当が支給される間）、転居手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務場所への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として市長が規則で定める場合は、この限りでない。 ２　転居手当の月額は、43,000円（単身赴任手当支給職員にあつては、105,000円）を超えない範囲内で往来距離の区分に応じて市長が規則で定める額とする。 ３　第１項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつたとき又は同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員以外の職員が単身赴任手当支給職員となつたときは、転居手当を支給することが適当でない場合として市長が規則で定める場合を除き、引き続き転居手当を支給する。この場合において、同項の規定により転居手当を支給されている単身赴任手当支給職員が単身赴任手当支給職員以外の職員となつた場合における当該転居手当を支給する期間は、市長が規則で定める。 ４　第１項の規定により転居手当を支給されている職員が、異動等に伴つて同項の規定により新たに転居手当を支給されることとなるときは、現に支給されている転居手当の支給は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により新たに転居手当を支給される月の前月で終わるものとする。 ５　勤務時間等条例第12条第１項第３号の規定による地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等から引き続き給料表の適用を受ける職員とな

現行	改正案
	つた者（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして市長が規則で定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があり、当該変更に伴つて住居を移転したものその他第１項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、市長が規則で定めるところにより、前各項の規定に準じて、転居手当を支給する。
	６　前各項に規定するもののほか、転居手当の支給額の改定その他転居手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。
	７　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
	（１）　異動等　勤務場所を異にする異動又は職員の在勤する勤務場所の移転
	（２）　特定転居元　異動等に伴つて住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であつて、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して市長が規則で定める場所（単身赴任手当支給職員にあつては、配偶者の住居）
	（３）　往来距離　市長が規則で定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離
	（４）　単身赴任手当支給職員　前条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員
（期末手当）	（期末手当）
第24条　略	第24条　略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の126.25、12月に支給する場合には100分の128.75を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

現行	改正案
（1）～（4）　略	（1）～（4）　略
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5 」とあるのは、「100分の72.5 」とする。
4～6　略	4～6　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第25条　略	第25条　略
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。
（1）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には100分の106.25、12月に支給する場合には100分の108.75を乗じて得た額の総額	（1）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第４号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5 を乗じて得た額の総額
（2）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の51.25、12月に支給する場合には100分の53.75を乗じて得た額の総額	（2）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5 を乗じて得た額の総額
3～5　略	3～5　略

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例　新旧対照表（第３条による改正）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>（特定任期付職員の給与の特例）
第５条　特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td>1</td><td>円
405,000</td></tr>
<tr><td>2</td><td>455,000</td></tr>
<tr><td>3</td><td>508,000</td></tr>
<tr><td>4</td><td>574,000</td></tr>
<tr><td>5</td><td>655,000</td></tr>
<tr><td>6</td><td>765,000</td></tr>
</table>
２・３　略
第６条　略
２　特定任期付職員に対する給与条例第22条の２第１項、第24条第２項及び第25条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第22条の２第１項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第25条第２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。</td><td>（特定任期付職員の給与の特例）
第５条　特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td>1</td><td>円
419,000</td></tr>
<tr><td>2</td><td>470,000</td></tr>
<tr><td>3</td><td>525,000</td></tr>
<tr><td>4</td><td>593,000</td></tr>
<tr><td>5</td><td>677,000</td></tr>
<tr><td>6</td><td>790,000</td></tr>
</table>
２・３　略
第６条　略
２　特定任期付職員に対する給与条例第22条の２第１項、第24条第２項及び第25条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第22条の２第１項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第25条第２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。</td></tr>
</table>

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例　新旧対照表（第４条による改正）

現行	改正案
（特定任期付職員の給与の特例） 第５条　略 第６条　略 ２　特定任期付職員に対する給与条例第22条の２第１項、第24条第２項及び第25条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第22条の２第１項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第25条第２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25 」とする。	（特定任期付職員の給与の特例） 第５条　略 第６条　略 ２　特定任期付職員に対する給与条例第22条の２第１項、第24条第２項及び第25条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第22条の２第１項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第２項中「100分の127.５ 」とあるのは「100分の97.５ 」と、給与条例第25条第２項第１号中「100分の107.５」とあるのは「100分の90」と、「総額」とあるのは「総額（任命権者に所属する職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて市長が規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長の承認を受けた額）」とする。

条例制定改廃調書

<table>
<tr><td>1　名　　称</td><td colspan="3">奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>2　制定改廃の根拠法令、関係通達等</td><td>・令和８年人事院勧告（令和８年８月７日）
・奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和８年奈良市条例第　号）
・給実甲第１０６４号の一部改正について（通知）（令和８年７月２２日付給実甲第１３９４号人事院事務総長通知）</td><td rowspan="2">4　制定改廃の概要</td><td rowspan="2">１．給料表の改定（第１条による改正）
　会計年度任用職員について、常勤職員に準じた給料の額の引上げを行う。

２．宿日直手当の支給限度額の改定（第１条による改正）
　常勤職員の宿日直手当の改定に準じて、宿日直勤務に係る手当の支給限度額の引上げを行う。

３．扶養手当及び住居手当の新設（第２条による改正）
　一定の要件を満たす会計年度任用職員について、常勤職員に準じた扶養手当及び住居手当を支給する。</td></tr>
<tr><td>3　制定改廃の理由</td><td>・常勤職員の給与改定に準じて、会計年度任用職員の給料及び宿日直手当の支給額の改定を行うもの。
・上記通知による改正に準じ、一定の要件を満たす会計年度任用職員に扶養手当及び住居手当を支給できることとするもの。</td></tr>
<tr><td>5　施行期日</td><td>公布の日、令和９年４月１日</td><td>所管部課</td><td>総合政策部　人事課</td></tr>
</table>

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例　新旧対照表（第１条による改正）

現行

（パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬）

第23条　宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務１回につき、6,400円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、9,600円 ）を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。

２　常直的な宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、前項の規定にかかわらず勤務１箇月につき、23,500円を超えない範囲内において市長が規則で定める額を、宿日直勤務に係る報酬として支給する。

３　略

別表第１（第４条関係）

給料表

職務の級 / 号給	１級	２級	３級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300
2	196,900	243,300	277,300
3	198,100	244,700	278,300
4	199,200	246,100	279,300
5	200,300	247,500	280,300
6	202,000	248,900	281,300
7	203,600	250,300	282,200
8	205,200	251,700	283,200

改正案

（パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬）

第23条　宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務１回につき、8,000円（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、12,000円）を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。

２　常直的な宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、前項の規定にかかわらず勤務１箇月につき、25,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額を、宿日直勤務に係る報酬として支給する。

３　略

別表第１（第４条関係）

給料表

職務の級 / 号給	１級	２級	３級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	205,300	251,500	286,200
2	206,400	252,800	287,200
3	207,600	254,200	288,200
4	208,700	255,600	289,200
5	209,800	257,000	290,200
6	211,500	258,400	291,200
7	213,100	259,800	292,200
8	214,700	261,200	293,200

現行			
9	206,700	253,100	284,200
10	208,400	254,300	285,200
11	210,000	255,600	286,200
12	211,600	256,900	287,200
13	213,100	258,100	288,200
14	214,800	259,300	289,500
15	216,500	260,500	290,800
16	218,200	261,700	292,000
17	219,400	262,800	293,200
18	221,000	263,900	294,500
19	222,600	265,000	295,700
20	224,100	266,100	296,900
21	225,600	267,000	297,900
22	227,200	268,000	299,100
23	228,800	269,000	300,300
24	230,400	270,000	301,600
25	232,000	271,000	302,900
26	233,700	271,900	303,900
27	235,000	272,700	304,900
28	236,300	273,600	305,900
29	237,600	274,400	307,000
30	238,700	275,200	308,200
31	239,800	276,000	309,300
32	240,900	276,700	310,500
33	242,000	277,400	311,600
34	242,900	278,200	312,900
35	243,800	279,000	314,200

改正案			
9	216,200	262,600	294,200
10	217,900	263,800	295,300
11	219,500	265,100	296,300
12	221,100	266,400	297,300
13	222,600	267,600	298,300
14	224,300	268,800	299,600
15	226,000	270,100	300,900
16	227,700	271,300	302,100
17	228,900	272,400	303,400
18	230,500	273,500	304,700
19	232,100	274,600	306,000
20	233,600	275,700	307,200
21	235,100	276,600	308,300
22	236,700	277,600	309,500
23	238,300	278,600	310,800
24	239,900	279,600	312,100
25	241,500	280,600	313,400
26	243,200	281,500	314,500
27	244,500	282,300	315,500
28	245,800	283,200	316,500
29	247,100	284,000	317,700
30	248,200	284,800	318,900
31	249,300	285,700	320,100
32	250,400	286,400	321,300
33	251,500	287,200	322,500
34	252,400	288,000	323,800
35	253,300	288,800	325,200

現行			
36	244,800	279,600	315,500
37	245,800	280,300	316,700
38	246,700	281,100	318,000
39	247,600	281,800	319,300
40	248,400	282,500	320,600
41	249,200	283,200	321,900
42	249,900	283,900	323,100
43	250,500	284,600	324,400
44	251,100	285,300	325,500
45	251,800	286,000	326,400
46	252,400	286,600	327,700
47	253,000	287,300	329,000
48	253,600	287,900	330,300
49	254,100	288,600	331,400
50	254,700	289,200	332,700
51	255,300	289,900	333,900
52	255,800	290,600	335,100
53	256,200	291,100	336,400
54	256,600	291,700	337,400
55	256,900	292,300	338,500
56	257,200	293,000	339,600
57	257,500	293,600	340,300
58	257,800	294,200	341,200
59	258,100	294,800	341,900
60	258,400	295,500	342,700
61	258,700	296,100	343,500
62	259,000	296,700	343,900

改正案			
36	254,300	289,400	326,500
37	255,300	290,100	327,800
38	256,200	290,900	329,100
39	257,100	291,600	330,400
40	257,900	292,300	331,700
41	258,700	293,000	333,100
42	259,300	293,800	334,300
43	259,900	294,500	335,500
44	260,500	295,200	336,600
45	261,100	295,900	337,500
46	261,700	296,600	338,700
47	262,300	297,300	339,900
48	262,900	297,900	341,200
49	263,400	298,600	342,300
50	264,000	299,300	343,500
51	264,600	300,000	344,700
52	265,100	300,700	345,900
53	265,500	301,200	347,200
54	265,900	301,900	348,200
55	266,200	302,500	349,300
56	266,500	303,200	350,400
57	266,800	303,800	351,100
58	267,100	304,400	352,000
59	267,400	305,000	352,700
60	267,700	305,800	353,500
61	268,000	306,400	354,300
62	268,300	306,900	354,700

現行			
63	259,300	297,200	344,400
64	259,600	297,700	345,100
65	259,900	298,200	345,900
66	260,200	298,800	346,600
67	260,500	299,300	347,300
68	260,800	299,900	347,900
69	261,100	300,300	348,400
70	261,400	300,800	349,000
71	261,700	301,300	349,500
72	262,000	301,900	350,100
73	262,300	302,400	350,400
74	262,600	302,800	350,900
75	262,900	303,100	351,200
76	263,200	303,400	351,600
77	263,500	303,600	352,000
78	263,800	303,900	352,500
79	264,100	304,100	353,000
80	264,400	304,400	353,500
81	264,700	304,600	353,800
82	265,000	304,800	354,200
83	265,300	305,100	354,600
84	265,600	305,300	355,000
85	265,900	305,600	355,300
86	266,200	305,800	355,700
87	266,500	306,100	356,100
88	266,800	306,400	356,500
89	267,100	306,700	356,700

改正案			
63	268,600	307,400	355,200
64	268,900	307,800	355,900
65	269,200	308,300	356,700
66	269,500	308,800	357,400
67	269,800	309,200	358,100
68	270,100	309,700	358,700
69	270,400	310,100	359,200
70	270,700	310,600	359,800
71	271,000	311,000	360,300
72	271,300	311,500	360,900
73	271,600	311,900	361,200
74	271,900	312,300	361,700
75	272,200	312,600	362,000
76	272,500	312,900	362,400
77	272,800	313,100	362,800
78	273,100	313,400	363,300
79	273,400	313,600	363,800
80	273,700	313,900	364,300
81	274,000	314,100	364,600
82	274,300	314,300	365,000
83	274,600	314,600	365,400
84	274,900	314,800	365,800
85	275,200	315,100	366,100
86	275,500	315,300	366,500
87	275,800	315,600	366,900
88	276,100	315,900	367,300
89	276,400	316,200	367,500

現行				改正案			
90	267,400	307,000	357,100	90	276,700	316,500	367,900
91	267,700	307,300	357,500	91	277,000	316,800	368,300
92	268,000	307,600	357,900	92	277,300	317,100	368,700
93	268,300	307,800	358,100	93	277,600	317,300	368,900
94		308,000	358,400	94		317,500	369,200
95		308,300	358,800	95		317,800	369,600
96		308,700	359,100	96		318,200	369,900
97		308,900	359,400	97		318,400	370,200
98		309,200	359,800	98		318,700	370,600
99		309,500	360,200	99		319,000	371,000
100		309,900	360,600	100		319,400	371,400
101		310,100	361,100	101		319,600	371,900
102		310,400	361,500	102		319,900	372,300
103		310,700	361,900	103		320,200	372,700
104		311,000	362,300	104		320,500	373,100
105		311,200	362,800	105		320,700	373,600
106		311,500	363,200	106		321,000	374,000
107		311,800	363,500	107		321,300	374,300
108		312,100	363,800	108		321,600	374,600
109		312,300	364,200	109		321,800	375,000
110		312,600		110		322,100	
111		313,000		111		322,500	
112		313,300		112		322,800	
113		313,500		113		323,000	
114		313,700		114		323,200	
115		314,000		115		323,500	
116		314,400		116		323,900	

現行				改正案			
117		314,600		117		324,100	
118		314,800		118		324,300	
119		315,100		119		324,600	
120		315,400		120		324,900	
121		315,700		121		325,200	
122		315,900		122		325,400	
123		316,200		123		325,700	
124		316,500		124		326,000	
125		316,800		125		326,300	

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例　新旧対照表（第２条による改正）

現行	改正案
（会計年度任用職員の給与） 第２条　この条例で給与とは、法第22条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料＿＿＿＿＿＿、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいい、同項第１号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいう。 ２　略 （フルタイム会計年度任用職員の給与の減額） 第６条　略	（会計年度任用職員の給与） 第２条　この条例で給与とは、法第22条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいい、同項第１号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当をいう。 ２　略 （フルタイム会計年度任用職員の給与の減額） 第６条　略 （フルタイム会計年度任用職員の扶養手当） 第７条　給与条例第12条から第14条までの規定は、任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。 ２　任期の定めが６箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者を同じくするものに限る。次項、次条、第14条、第14条の２、第18条、第18条の２、第24条及び第24条の２において同じ。）の定めの合計が６箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 ３　前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６箇月以上に至ったときは、第１項に規定する任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任

現行	改正案
	用職員とみなす。 （フルタイム会計年度任用職員の住居手当） 第７条の２　給与条例第16条の３の規定は、任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。 ２　任期の定めが６箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が６箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。 ３　前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６箇月以上に至ったときは、第１項に規定する任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当） 第７条　略	（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当） 第７条の３　略
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第14条　略	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第14条　略
２　任期の定めが６箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者を同じくするものに限る。次項、次条、第24条及び第24条の２において同じ。）の定めの合計が６箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。	２　任期の定めが６箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が６箇月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。
３　略 （パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）	３　略 （パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

現行	改正案
第17条　略	第17条　略 （パートタイム会計年度任用職員の扶養手当に係る報酬） 第18条　給与条例第12条から第14条までの規定は、任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者及び従事する業務の性質等を考慮して市長が規則で定める者を除く。以下この条、次条、第24条及び第24条の２において同じ。）について準用する。 ２　任期の定めが６箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が６箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。 ３　前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６箇月以上に至ったときは、第１項に規定する任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。 （パートタイム会計年度任用職員の住居手当に係る報酬） 第18条の２　給与条例第16条の３の規定は、任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。 ２　任期の定めが６箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一の会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めの合計が６箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。 ３　前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に

現行	改正案
	パートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が６箇月以上に至ったときは、第１項に規定する任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬） 第18条　略	（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬） 第18条の３　略
（パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬） 第23条　略 ２　略 ３　前２項の勤務は、第18条から第20条までの勤務には含まれないものとする。	（パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬） 第23条　略 ２　略 ３　前２項の勤務は、第18条の３から第20条までの勤務には含まれないものとする。
（パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第24条　給与条例第24条（第３項及び第５項を除く。）から第24条の３までの規定は、任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者及び従事する業務の性質等を考慮して市長が規則で定める者を除く。以下この条及び次条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第24条第４項中「給料（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の１箇月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。	（パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第24条　給与条例第24条（第３項及び第５項を除く。）から第24条の３までの規定は、任期の定めが６箇月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第24条第４項中「給料（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額及び扶養手当の月額の合計額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の１箇月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。

現行	改正案
２・３　略	２・３　略

条例制定改廃調書

<table>
<tr><td>1　名　　称</td><td colspan="3">奈良市総合福祉センター条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>2　制定改廃の根拠法令、関係通達等</td><td></td><td rowspan="2">4　制定改廃の概要</td><td rowspan="2">１．みどりの家はり・きゅう治療所の使用料を次のように定める。（第８条関係）
(1) 使用時間が３０分以内の場合　５００円
(2) 使用時間が３０分を超える場合　１，０００円

２．上記の使用料について、市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは減免することができることとする。（第８条の２関係）</td></tr>
<tr><td>3　制定改廃の理由</td><td>・受益者負担の適正化の観点から、みどりの家はり・きゅう治療所の使用者に適正な負担を求めるようにするため。</td></tr>
<tr><td>5　施行期日</td><td>令和９年４月１日、公布の日</td><td>所管部課</td><td>福祉部　障がい福祉課</td></tr>
</table>

議案番号　１２２

奈良市総合福祉センター条例　新旧対照表

現行	改正案
（利用者） 第６条　障がい者福祉センターみどりの家を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （１）～（３）　略 （利用の承認） 第７条　みどりの家福祉センターの施設のうち規則で定めるもの及び福祉ホールを利用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。 （使用料等） 第８条　みどりの家はり・きゆう治療所において徴収する使用料及び手数料については、奈良市立診療所諸料金条例（昭和24年奈良市条例第28号）に定める使用料及び手数料の例による。	（使用者） 第６条　障がい者福祉センターみどりの家を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 （１）～（３）　略 （使用の承認） 第７条　みどりの家福祉センターの施設のうち規則で定めるもの及び福祉ホールを使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。 （使用料） 第８条　みどりの家はり・きゆう治療所において徴収する使用料は、次に掲げるとおりとする。 （１）　使用時間が30分以内の場合　500円 （２）　使用時間が30分を超える場合　1,000円 （使用料の減免） 第８条の２　市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。
第３章　生活介護みどりの家 （事業） 第９条　略 （行為の禁止） 第21条　総合福祉センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。 （１）～（４）　略 （５）　指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。 （６）　略	第３章　生活介護みどりの家 （事業） 第９条　略 （行為の禁止） 第21条　総合福祉センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。 （１）～（４）　略 （５）　指定の場所以外で＿＿＿＿＿＿火気を使用すること。 （６）　略

条例制定改廃調書

<table>
<tr><td>1　名　　称</td><td colspan="3">奈良市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例</td></tr>
<tr><td>2　制定改廃の根拠法令、関係通達等</td><td></td><td rowspan="2">4　制定改廃の概要</td><td rowspan="2">１．太陽光発電事業の適正な実施を促すため、太陽光発電設備の設置等について必要な事項を定める。
(1)　太陽光発電設備の設置に当たり、県条例に基づき知事の許可が必要な場合は、適用除外とする旨の規定を置く。（第３条関係）
(2)　太陽光発電設備の設置に当たり、本市との事前協議及び事業計画の届出を求める旨の規定を置く。（第６条、第７条関係）
(3)　設置した太陽光発電設備について、設置の届出、標識の設置、適切な維持管理、廃止の届出等を求める旨の規定を置く。（第８条から第１３条まで関係）
(4)　太陽光発電設備の設置等の状況、この条例に基づく手続の状況等を踏まえ、必要に応じて、報告の徴収、立入検査、助言及び指導、勧告、措置命令、公表及び関係機関への通報ができる旨の規定を置く。（第１４条から第２０条まで関係）</td></tr>
<tr><td>3　制定改廃の理由</td><td>・近年、全国各地において、土砂崩れでの崩落、管理不十分での放置等、太陽光発電事業に起因する地域におけるトラブルが多数報告されていることから、奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例（令和５年３月奈良県条例第４２号。以下「県条例」という。）に基づく知事の許可が不要な場合にも、一定の手続を求め、地域環境の保全を図るため。</td></tr>
<tr><td>5　施行期日</td><td>令和９年７月１日</td><td>所管部課</td><td>環境都市推進部　環境都市推進課</td></tr>
</table>

条例制定改廃調書

<table>
<tr><td>1　名　　称</td><td colspan="3">奈良市ならまちセンター条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>2　制定改廃の根拠法令、関係通達等</td><td></td><td>4　制定改廃の概要</td><td rowspan="2">１．指定管理者に関する規定を整理する。（第５条の２から第８条まで、第１３条、第１５条、第１８条関係）</td></tr>
<tr><td>3　制定改廃の理由</td><td>・ならまちセンターの市民文化ホールは、指定管理者による管理を行うこととしているが、令和９年４月１日から直営による管理を行うことから、指定管理者に関する規定を整理するため。</td><td></td></tr>
<tr><td>5　施行期日</td><td>令和９年４月１日</td><td>所管部課</td><td>市民部　文化振興課</td></tr>
</table>

奈良市ならまちセンター条例　新旧対照表

現行	改正案
（施設構成） 第３条　センターは、次の各号に掲げる施設で構成する。 （１）～（３）　略 （事業） 第５条　略 ２　市民文化ホールの駐車場（以下「駐車場」という。）は、センターを利用する者の利便に供するものとする。 （指定管理者） 第５条の２　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、次に掲げる市民文化ホールの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （１）　前条に規定する事業の実施に関すること。 （２）　市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。 （３）　市民文化ホールの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。 （４）　その他市長が定めること。 ２　指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、市民文化ホールを管理しなければならない。 （開館時間等） 第５条の３　市民文化ホール（駐車場を除く。）の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、別表に掲げる施設（駐車場を除く。）の使用については、午後９時30分までとする。 ２　駐車場の開場時間は、午前８時30分から午後９時30分までとする。 ３　前２項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は開場時間を変更することがで	（施設構成） 第３条　センターは、次＿＿に掲げる施設で構成する。 （１）～（３）　略 （事業） 第５条　略 ２　市民文化ホールの駐車場（以下「駐車場」という。）は、センターを使用する者の利便に供するものとする。

現行	改正案
きる。 （休館日等） 第５条の４　市民文化ホール（駐車場を除く。）の休館日は、次のとおりとする。 （１）　月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日） （２）　休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。） （３）　12月28日から翌年１月４日まで ２　駐車場の休場日は、12月29日から翌年１月３日までとする。 ３　前２項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時に休館若しくは休場し、若しくは開館若しくは開場することができる。	
（使用承認） 第６条　市民文化ホールのうち別表に掲げる施設又は広場を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。 ２　指定管理者は、前項の承認に際し、市民文化ホールの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。	（使用承認） 第６条　市民文化ホールのうち別表に掲げる施設又は広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長　　の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。 ２　市長　　は、前項の承認に際し、市民文化ホールの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。
（使用の不承認） 第７条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしてはならない。 （１）　略 （２）　施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。 （３）　略	（使用の不承認） 第７条　市長　　は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしてはならない。 （１）　略 （２）　施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。 （３）　略
（使用承認の変更等）	（使用承認の変更等）

現行	改正案
第８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。	第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
（４）　前３号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。	（４）　前３号に定めるもののほか、公益上又は管理上市長が特に必要と認めたとき。
２　前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。	２　前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。
（特別の設備等）	（特別の設備等）
第13条　使用者は、市民文化ホールの使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。	第13条　使用者は、市民文化ホールの使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
２　指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。	２　市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。
３　略	３　略
４　使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。	４　使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。
（損害賠償）	（損害賠償）
第14条　使用者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。	第14条　センターを使用する者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
２　略	２　略
（駐車場内における損害の責任）	（駐車場内における損害の責任）
第15条　駐車場内に駐車する自動車の損傷又は盗難については、市及び指定管理者はその損害の責めを負わない。ただし、その自動車の保管に関し、市及び指定管理者が善良なる管理者の注意を怠った場合は、この限りでない。	第15条　駐車場内に駐車する自動車の損傷又は盗難については、市はその損害の責めを負わない。ただし、その自動車の保管に関し、市が善良なる管理者の注意を怠った場合は、この限りでない。
（行為の禁止）	（行為の禁止）

現行	改正案
第17条　使用者は、市民文化ホールにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。	第17条　センターを使用する者は、市民文化ホールにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。
（１）　施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。	（１）　施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
（２）～（４）　略	（２）～（４）　略
（５）　指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。	（５）　指定の場所以外で火気を使用すること。
（６）　略	（６）　略
（入場の禁止等）	（入場の禁止等）
第18条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。	第18条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
別表（第５条の３、第６条、第９条関係）	別表（第６条、第９条関係）
１　市民文化ホールの使用料	１　市民文化ホールの使用料
略	略
備考 １　略 ２　祝日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、平日とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。 ３～５　略	備考 １　略 ２　祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。 ３～５　略
２　駐車場の使用料	２　駐車場の使用料
利用者の区分 / 駐車時間 / 使用料	使用者の区分 / 駐車時間 / 使用料
市民文化ホール使用者及び利用者等 / 略 / 略	市民文化ホール使用者及び駐車場使用者 / 略 / 略
略 / 略	略 / 略
連絡所利用者及び / 略 / 略	連絡所使用者及び / 略 / 略

現行	改正案
図書館利用者　略　略 ３　略	図書館使用者　略　略 ３　略

条例制定改廃調書

<table>
<tr><td>1　名　　称</td><td colspan="3">なら１００年会館条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>2　制定改廃の根拠法令、関係通達等</td><td></td><td rowspan="2">4　制定改廃の概要</td><td rowspan="2">１．指定管理者に関する規定を整理する。（第３条の２から第６条まで、第１１条、第１５条から第１６条の２まで関係）</td></tr>
<tr><td>3　制定改廃の理由</td><td>・なら１００年会館は、指定管理者による管理を行うこととしているが、駐車場を除く部分について、令和９年４月１日から直営による管理を行うことから、指定管理者に関する規定を整理するため。</td></tr>
<tr><td>5　施行期日</td><td>令和９年４月１日</td><td>所管部課</td><td>市民部　文化振興課</td></tr>
</table>

なら100年会館条例　新旧対照表

現行	改正案
（事業） 第３条　略 （指定管理者） 第３条の２　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、次の各号に掲げる市民ホールの管理に関する業務を、当該各号に掲げる業務ごとに市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （１）　市民ホール（駐車場を除く。）に関する次に掲げる業務 ア　前条に規定する事業の実施に関すること。 イ　使用承認及び使用制限に関すること。 ウ　施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。 エ　その他市長が定めること。 （２）　駐車場に関する次に掲げる業務 ア　供用に関すること。 イ　施設等の維持管理に関すること。 ウ　その他市長が定めること。 ２　指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、市民ホールを管理しなければならない。 （開館時間等） 第３条の３　市民ホール（駐車場を除く。次条第１項、第13条第１項、第14条及び第15条において同じ。）の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。ただし、別表に掲げる施設の使用については、午後９時30分までとする。 ２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、	（事業） 第３条　略

現行	改正案
あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。	
３　市民ホールの駐車場の入出庫時間については、奈良市営駐車場条例（平成９年奈良市条例第40号）第３条の３の規定を準用する。	
（休館日）	
第３条の４　市民ホールの休館日は、次のとおりとする。	
（１）　火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）	
（２）　休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）	
（３）　12月28日から翌年１月４日まで	
２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。	
（ホールの使用承認）	（ホールの使用承認）
第４条　市民ホールのうち別表の１の表に掲げる施設（以下「ホール」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。	第４条　市民ホールのうち別表の１の表に掲げる施設（以下「ホール」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長　　の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。
２　指定管理者は、前項の承認に際し、ホールの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。	２　市長　　は、前項の承認に際し、ホールの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。
３　指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第１項の承認をしてはならない。	３　市長　　は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第１項の承認をしてはならない。
（１）　略	（１）　略
（２）　施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。	（２）　施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
（３）　略	（３）　略
（時の広場の使用承認）	（時の広場の使用承認）
第５条　市民ホールの時の広場（以下「時の広場」という。）において、そ	第５条　市民ホールの時の広場（以下「時の広場」という。）において、そ

現行	改正案
の全部又は一部を独占して次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。	の全部又は一部を独占して次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。
（１）～（４）　略	（１）～（４）　略
２　指定管理者は、前項の承認に際し、時の広場の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。	２　市長は、前項の承認に際し、時の広場の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。
３　指定管理者は、第１項各号に掲げる行為が市民ホールの管理に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の承認をすることができる。	３　市長は、第１項各号に掲げる行為が市民ホールの管理に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の承認をすることができる。
（使用承認の変更等）	（使用承認の変更等）
第６条　指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、ホール又は時の広場の使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。	第６条　市長は、次のいずれかに該当するときは、ホール又は時の広場の使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
（４）　前３号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。	（４）　前３号に定めるもののほか、公益上又は管理上市長が特に必要と認めたとき。
２　前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。	２　前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。
（特別の設備等）	（特別の設備等）
第11条　使用者は、ホール又は時の広場の使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。	第11条　使用者は、ホール又は時の広場の使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
２　指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。	２　市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。
３　略	３　略
４　使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを行い、その費用を使用者から徴収することができる。	４　使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を使用者から徴収することができる。
（損害賠償）	（損害賠償）

現行	改正案
第13条　市民ホールを利用する者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。	第13条　市民ホールを使用する者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。
２　略	２　略
（行為の禁止）	（行為の禁止）
第14条　市民ホールを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。	第14条　市民ホールを使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。
（１）　施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。	（１）　施設等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
（２）～（４）　略	（２）～（４）　略
（５）　指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。	（５）　指定の場所以外で　　火気を使用すること。
（６）　略	（６）　略
（入場の禁止等）	（入場の禁止等）
第15条　指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対しては、市民ホールの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。	第15条　市長　　は、次のいずれかに該当する者に対しては、市民ホールの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。
（１）・（２）　略	（１）・（２）　略
	（指定管理者）
	第16条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、次に掲げる市民ホールの駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。
	（１）　駐車場の供用に関すること。
	（２）　駐車場の施設等の維持管理に関すること。
	（３）　その他市長が定めること。
	２　指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、駐車場を管理しなければならない。
（駐車場の管理）	（駐車場の管理）
第16条　　市民ホールの駐車場の管理については、この条例に定めるもののほか、奈良市営駐車場条例　　第３条第１項、	第16条の２　　駐車場の管理については、この条例に定めるもののほか、奈良市営駐車場条例（平成９年奈良市条例第40号）第３条第１項、

現行	改正案
第３条の２、第３条の４から第10条まで及び別表第１の規定を準用する。 別表（第３条の３、第４条、第７条関係） １　施設及びその使用料 略 備考 １・２　略 ３　祝日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、平日とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。 ４・５　略 ２・３　略	第３条の２、第３条の３（第１項第２号を除く。）、第３条の４から第10条まで及び別表第１の規定を準用する。 別表（第４条、第７条関係） １　施設及びその使用料 略 備考 １・２　略 ３　祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。 ４・５　略 ２・３　略

条例制定改廃調書

<table>
<tr><td>1　名　　称</td><td colspan="3">奈良市美術館条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>2　制定改廃の根拠法令、関係通達等</td><td></td><td rowspan="2">4　制定改廃の概要</td><td rowspan="2">１．指定管理者に関する規定を整理する。（第３条の２から第３条の４まで、第５条から第７条まで、第１１条関係）</td></tr>
<tr><td>3　制定改廃の理由</td><td>・美術館は、指定管理者による管理を行うこととしているが、令和９年４月１日から直営による管理を行うことから、指定管理者に関する規定を整理するため。</td></tr>
<tr><td>5　施行期日</td><td>令和９年４月１日</td><td>所管部課</td><td>市民部　文化振興課</td></tr>
</table>

奈良市美術館条例　新旧対照表

現行	改正案
（事業） 第３条　略 （指定管理者） 第３条の２　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、次に掲げる美術館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （１）　前条に規定する事業の実施に関すること。 （２）　美術館の使用承認及び使用制限に関すること。 （３）　美術館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。 （４）　その他市長が定めること。 ２　指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、美術館を管理しなければならない。 （開館時間等） 第３条の３　美術館の開館時間は午前10時から午後５時30分までとし、美術館の入館時間は午前10時から午後５時までとする。 ２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間又は入館時間を変更することができる。 （休館日） 第３条の４　美術館の休館日は、次のとおりとする。 （１）　月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日） （２）　休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）	（事業） 第３条　略

現行	改正案
（３）　12月27日から翌年１月３日まで	
２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。	
（展示室の使用）	（展示室の使用）
第５条　美術館の展示室（以下「展示室」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の承認を受けなければならない。	第５条　美術館の展示室（以下「展示室」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。
２　指定管理者は、前項の承認に際し、展示室の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。	２　市長は、前項の承認に際し、展示室の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。
（展示室の使用の不承認）	（展示室の使用の不承認）
第６条　指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、展示室の使用を承認してはならない。	第６条　市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、展示室の使用を承認してはならない。
（１）　略	（１）　略
（２）　施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。	（２）　施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
（３）　略	（３）　略
（展示室の使用承認の変更等）	（展示室の使用承認の変更等）
第７条　指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、展示室の使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。	第７条　市長は、次のいずれかに該当するときは、展示室の使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。
（1）～（３）　略	（1）～（３）　略
（４）　前３号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。	（４）　前３号に定めるもののほか、公益上又は管理上市長が特に必要と認めたとき。
２　前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。	２　前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。
（行為の禁止等）	（行為の禁止等）

現行	改正案
第11条　美術館においては、次に掲げる行為をしてはならない。	第11条　美術館においては、次に掲げる行為をしてはならない。
（１）　施設等又は美術作品等をき損し、汚損し、又は滅失すること。	（１）　施設等又は美術作品等を毀損し、汚損し、又は滅失すること。
（２）・（３）　略	（２）・（３）　略
（４）　喫煙すること。	
（５）・（６）　略	（４）・（５）　略
２　指定管理者は、前項の規定に違反した者に対し、入館を禁止し、退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。	２　市長　は、前項の規定に違反した者に対し、入館を禁止し、退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。
（損害賠償）	（損害賠償）
第12条　美術館を利用する者は、施設等又は美術作品等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従って、その損害を賠償しなければならない。	第12条　美術館を使用する者は、施設等又は美術作品等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従って、その損害を賠償しなければならない。
２　略	２　略
別表（第８条関係）	別表（第８条関係）
略	略
備考　祝日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、平日とは、日曜日、土曜日及び祝日を除く日をいう。	備考　祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日をいう。

条例制定改廃調書

<table>
<tr><td>1　名　　称</td><td colspan="3">奈良市体育施設条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>2　制定改廃の根拠法令、関係通達等</td><td></td><td rowspan="2">4　制定改廃の概要</td><td rowspan="2">１．指定管理者に関する規定を整理する。（第２条の２、第２条の３関係）</td></tr>
<tr><td>3　制定改廃の理由</td><td>・体育施設（奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場を除く。）については、指定管理者による管理を行うこととしているが、令和９年４月１日から当該体育施設のうち１８箇所について直営による管理を行うことから、指定管理者に関する規定を整理するため。</td></tr>
<tr><td>5　施行期日</td><td>令和９年４月１日</td><td>所管部課</td><td>市民部　スポーツ振興課</td></tr>
</table>

議案番号　１２７

奈良市体育施設条例　新旧対照表

現行	改正案
（指定管理者） 第２条の２　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、次に掲げる体育施設（奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場 を除く。以下この条において同じ。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （１）～（３）　略 ２　略 （供用日及び供用時間） 第２条の３　略 ２　指定管理者（奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良県月ヶ瀬健民運動場	（指定管理者） 第２条の２　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、次に掲げる体育施設（奈良市緑ヶ丘球場、奈良市西部生涯スポーツセンター体育館、奈良市月ヶ瀬体育館、奈良市青山プール、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール、奈良市黒谷コート、奈良市平城第一コート、奈良市平城第二コート、奈良市青山コート、奈良市佐保山コート、奈良市西部生涯スポーツセンターコート、奈良市黒谷球技場、奈良市平城第一球技場、奈良市平城第二球技場、奈良市奈良阪球技場、奈良市登美ヶ丘球技場、奈良市西部生涯スポーツセンター球技場、奈良県月ヶ瀬健民運動場、奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場及び奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウスを除く。以下この条において同じ。）の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （１）～（３）　略 ２　略 （供用日及び供用時間） 第２条の３　略 ２　指定管理者（奈良市緑ヶ丘球場、奈良市西部生涯スポーツセンター体育館、奈良市月ヶ瀬体育館、奈良市青山プール、奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール、奈良市黒谷コート、奈良市平城第一コート、奈良市平城第二コート、奈良市青山コート、奈良市佐保山コート、奈良市西部生涯スポーツセンターコート、奈良市黒谷球技場、奈良市平城第一球技場、奈良市平城第二球技場、奈良市奈良阪球技場、奈良市登美ヶ丘球技場、奈良市西部生涯スポーツセンター球技場、奈良県月ヶ瀬健民運動場、奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場及び奈良市西部生涯スポーツセ

現行	改正案
＿＿＿＿＿＿＿＿については、市長。次条、第４条第１項及び第８条第１項において同じ。）は、公益上その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、供用日及び供用時間を変更し、又は臨時に休館し、休場し、開館し、若しくは開場することができる。	ンタークラブハウスについては、市長。次条、第４条第１項及び第８条第１項において同じ。）は、公益上その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、供用日及び供用時間を変更し、又は臨時に休館し、休場し、開館し、若しくは開場することができる。

条例制定改廃調書

<table>
<tr><td>1　名　　称</td><td colspan="3">奈良市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>2　制定改廃の根拠法令、関係通達等</td><td></td><td rowspan="2">4　制定改廃の概要</td><td rowspan="2">１．指定管理者に関する規定を整理する。（第３条の２から第８条まで、第１０条、第１４条関係）

２．利用料金制に関する規定を整理する。（第４条から第１３条まで、別表関係）

３．使用料制とすることに伴い、別表の金額を現在徴収している利用料金と同じ額とする。（別表関係）</td></tr>
<tr><td>3　制定改廃の理由</td><td>・勤労者総合福祉センターは、指定管理者による管理を行うこととしているが、令和９年４月１日から直営による管理を行い、使用料制とすることから、指定管理者に関する規定及び利用料金制に関する規定を整理するため。</td></tr>
<tr><td>5　施行期日</td><td>令和９年４月１日</td><td>所管部課</td><td>観光経済部　産業政策課</td></tr>
</table>

奈良市勤労者総合福祉センター条例　新旧対照表

現行	改正案
（事業） 第３条　略 （指定管理者） 第３条の２　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づき、次に掲げるセンターの管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （１）　前条に規定する事業の実施に関すること。 （２）　センターの利用承認及び利用制限に関すること。 （３）　センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。 （４）　その他市長が定めること。 ２　指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、センターを管理しなければならない。 （開館時間） 第３条の３　センターの開館時間は、午前９時から午後９時までとする。 ２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、公益上その他特別の理由があると市長が認める場合は、開館時間を変更することができる。 （休館日） 第３条の４　センターの休館日は、次のとおりとする。 （１）　月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日） （２）　休日の翌日（その日が日曜日及び休日に当たるときを除く。） （３）　12月26日から翌年１月５日まで ２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、公益上その他特別の理由があ	（事業） 第３条　略

現行	改正案
ると市長が認める場合は、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。	
（利用の承認）	（使用の承認）
第４条　センターのうち別表に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。	第４条　センターのうち別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。
２　指定管理者は、前項の承認に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。	２　市長は、前項の承認に際し、センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。
３　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第１項の承認をしてはならない。	３　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第１項の承認をしてはならない。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
（利用承認の変更等）	（使用承認の変更等）
第５条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。	第５条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。
（１）・（２）　略	（１）・（２）　略
（３）　災害その他不可抗力による理由により利用することができなくなったとき、又は利用することが不適当と認められるとき。	（３）　災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不適当と認められるとき。
（４）　前３号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。	（４）　前３号に定めるもののほか、公益上又は管理上市長が特に必要と認めたとき。
２　前項の規定により利用の条件の変更若しくは利用の停止又は利用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。	２　前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。
（定期利用）	（定期使用）
第５条の２　ワークスペースは、１箇月を単位として継続して利用することができる。	第５条の２　ワークスペースは、１箇月を単位として継続して使用することができる。

現行	改正案
２　前項の規定による利用（以下「定期利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。	２　前項の規定による使用（以下「定期使用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長　　の承認を受けなければならない。
（利用料金）	（使用料）
第６条　センターの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める利用料金を納付しなければならない。	第６条　センターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料　を納付しなければならない。
２　利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。	
３　地方自治法第244条の２第８項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。	
４　指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の10パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。	２　市長は、使用料　　の10パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。
（利用料金の減免）	（使用料の減免）
第７条　指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、前条の利用料金を減免することができる。	第７条　市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、前条の使用料を減免することができる。
（利用料金の還付）	（使用料　の還付）
第８条　既納の利用料金は還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。	第８条　既納の使用料　は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
（利用者の義務）	（使用者の義務）
第９条　利用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。	第９条　使用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
（特別の設備等）	（特別の設備等）
第10条　利用者は、センターの利用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。	第10条　使用者は、センターの使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長　　の承認を受けなければならない。
２　指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担におい	２　市長　　は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担におい

現行	改正案
て必要な設備をさせることができる。 3　利用者は、前２項に規定する設備をした場合は、センターの利用が終わったときは、直ちに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。 4　利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを行い、その費用を利用者から徴収することができる。 （利用権の譲渡等の禁止） 第11条　利用者は、センターを利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。 （損害賠償） 第12条　センターを利用する者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 ２　略 （行為の禁止） 第13条　センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。 （１）～（７）　略 （入場の禁止等） 第14条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。 （１）・（２）　略 別表（第４条、第６条関係） １　多目的ホール、防音室、多目的ルーム、和室、クラフトスペース及びスタジオ利用料金の上限	て必要な設備をさせることができる。 3　使用者は、前２項に規定する設備をした場合は、センターの使用が終わったときは、直ちに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。 4　使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を使用者から徴収することができる。 （使用権の譲渡等の禁止） 第11条　使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。 （損害賠償） 第12条　センターを使用する者は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 ２　略 （行為の禁止） 第13条　センターを使用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。 （１）～（７）　略 （入場の禁止等） 第14条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。 （１）・（２）　略 別表（第４条、第６条関係） １　多目的ホール、防音室、多目的ルーム、和室、クラフトスペース及びスタジオの使用料

区分	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
	９：00～ 11：00	11：00～ 13：00	13：00～ 15：00	15：00～ 17：00	17：00～ 19：00	19：00～ 21：00

区分	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
	９：00～ 11：00	11：00～ 13：00	13：00～ 15：00	15：00～ 17：00	17：00～ 19：00	19：00～ 21：00

現行								改正案							
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
多目的ホール	体育室として独占利用	2,200	2,200	2,200	2,200	4,400	4,400	多目的ホール	体育室として独占使用	1,200	1,200	1,200	1,200	2,400	2,400
	体育室として部分利用	1,100	1,100	1,100	1,100	2,200	2,200		体育室として部分使用	600	600	600	600	1,200	1,200
防音室		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	防音室		800	800	800	800	1,600	1,600
多目的ルームＳ		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	多目的ルームＳ		800	800	800	800	1,600	1,600
多目的ルームＡ	独占利用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	多目的ルームＡ	独占使用	800	800	800	800	1,600	1,600
	部分利用	500	500	500	500	1,000	1,000		部分使用	400	400	400	400	800	800
多目的ルームＢ		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	多目的ルームＢ		800	800	800	800	1,600	1,600
多目的ルームＣ		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	多目的ルームＣ		800	800	800	800	1,600	1,600
多目的ルームＤ（パソコン室）		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	多目的ルームＤ（パソコン室）		800	800	800	800	1,600	1,600

現行								改正案							
和室	独占利用	1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	和室	独占使用	800	800	800	800	1,600	1,600
	部分利用	500	500	500	500	1,000	1,000		部分使用	400	400	400	400	800	800
クラフトスペース		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	クラフトスペース		800	800	800	800	1,600	1,600
スタジオA		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	スタジオA		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000
スタジオB		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000	スタジオB		1,000	1,000	1,000	1,000	2,000	2,000

備考

１　利用時間を超過して利用する場合の利用料金は、その超過する時間（１時間未満は、１時間とする。以下同じ。）につき、規定の利用料金の１時間当たりの利用料金の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。以下同じ。）とする。

２　多目的ホールの冷暖房施設の利用料金は、規定の利用料金の100分の20に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。

３　多目的ホールを準備、後片付け又は練習のために利用する場合（ホールとして独占利用する場合に限る。）の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。

４　「部分利用」とは、床面積の２分の１以下を利用する場合をいう。

５　営利を目的とする場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額とする。

備考

１　使用時間を超過して使用する場合の使用料　は、その超過する時間（１時間未満は、１時間とする。以下同じ。）につき、規定の使用料　の１時間当たりの使用料　の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。以下同じ。）とする。

２　多目的ホールの冷暖房施設の使用料　は、規定の使用料　の100分の20に相当する額　　とする。

３　多目的ホールを準備、後片付け又は練習のために使用する場合（ホールとして独占使用する場合に限る。）の使用料　は、規定の使用料　の100分の50に相当する額とする。

４　「部分使用」とは、床面積の２分の１以下を使用する場合をいう。

５　営利を目的とする場合の使用料　は、規定の使用料　の100分の200に相当する額とする。

現行	改正案
6　クラフトスペースを陶芸焼窯の本焼又は素焼のために利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の50に相当する額とする。 7　次に掲げる者以外の者（以下「市外利用者」という。）が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 （1）　市内に住所を有する者 （2）　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 （3）　市内に存する学校に在学する者 8　土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 9　多目的ホールをホールとして独占利用する場合の利用料金は、当該ホールを体育室として独占利用する場合の利用料金の100分の200に相当する額とする。	6　クラフトスペースを陶芸焼窯の本焼又は素焼のために使用する場合の使用料　は、規定の使用料　の100分の50に相当する額とする。 7　次に掲げる者以外の者（以下「市外使用者」という。）が使用する場合の使用料　は、規定の使用料　の100分の200に相当する額とする。 （1）　市内に住所を有する者 （2）　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 （3）　市内に存する学校に在学する者 8　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に使用する場合の使用料　は、規定の使用料　の100分の120に相当する額とする。 9　多目的ホールをホールとして独占使用する場合の使用料　は、当該ホールを体育室として独占使用する場合の使用料　の100分の200に相当する額とする。

2　ワークスペースの利用料金の上限

区分		区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
区分		９：00～11：00	11：00～13：00	13：00～15：00	15：00～17：00	17：00～19：00	19：00～21：00
個人利用	ブース利用	円 1,000	円 1,000	円 1,000	円 1,000	円 1,000	円 1,000

2　ワークスペースの使用料

区分		区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
区分		９：00～11：00	11：00～13：00	13：00～15：00	15：00～17：00	17：00～19：00	19：00～21：00
個人使用	ブース使用	円 400	円 400	円 400	円 400	円 400	円 400

現行	改正案
オープン利用　800　800　800　800　800　800	オープン使用　300　300　300　300　300　300
備考 １　利用時間を超過して利用する場合の利用料金は、その超過する時間につき、規定の利用料金の１時間当たりの利用料金の100分の130に相当する額とする。 ２　「ブース利用」とは、個人でワークスペース内の個室ブースを利用する場合をいう。 ３　「オープン利用」とは、個人でワークスペース内の個室ブース以外を利用する場合をいう。 ４　ワークスペースの定期利用（個人利用に限る。）の利用料金は、月額32,500円とする。 ５　あらかじめ指定管理者の承認を受けてワークスペースを独占利用する場合の利用料金は、区分１から区分４までについてはブース利用の利用料金の100分の300に相当する額、区分５及び区分６についてはブース利用の利用料金の100分の600に相当する額とする。 ６　営利を目的とする場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額とする。 ７　市外利用者が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 ８　土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理	備考 １　使用時間を超過して使用する場合の使用料　は、その超過する時間につき、規定の使用料　の１時間当たりの使用料　の100分の130に相当する額とする。 ２　「ブース使用」とは、個人でワークスペース内の個室ブースを使用する場合をいう。 ３　「オープン使用」とは、個人でワークスペース内の個室ブース以外を使用する場合をいう。 ４　ワークスペースの定期使用のうちブース使用の使用料は月額13,000円とし、オープン使用の使用料は月額9,750円とする。 ５　あらかじめ市長　の承認を受けてワークスペースを独占使用する場合の使用料　は、区分１から区分４までについてはブース使用の使用料　の100分の300に相当する額、区分５及び区分６についてはブース使用の使用料　の100分の600に相当する額とする。 ６　営利を目的とする場合の使用料　は、規定の使用料　の100分の200に相当する額とする。 ７　市外使用者が使用する場合の使用料　は、規定の使用料　の100分の200に相当する額とする。 ８　土曜日、日曜日及び休日に使用する場合の使用料　は、規定の使用料　の100分の120に相当する額

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</td><td>とする。</td></tr>
<tr><td>3　シャワー室及びサウナ室の利用料金の上限（１人１回当たり）
<table>
<tr><th>区分</th><th>利用料金</th></tr>
<tr><td>シャワー室</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>サウナ室</td><td>150円</td></tr>
<tr><td>シャワー室・サウナ室</td><td>200円</td></tr>
</table></td><td>3　シャワー室及びサウナ室の使用料（１人１回当たり）
<table>
<tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td>シャワー室</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>サウナ室</td><td>150円</td></tr>
<tr><td>シャワー室・サウナ室</td><td>200円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>4　テニスコートの利用料金の上限（１面につき）
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th>区分１</th><th>区分２</th><th>区分３</th><th>区分４</th><th>区分５</th><th>区分６</th></tr>
<tr><th>９：00～
11：00</th><th>11：00～
13：00</th><th>13：00～
15：00</th><th>15：00～
17：00</th><th>17：00～
19：00</th><th>19：00～
21：00</th></tr>
<tr><td>テニスコート</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td><td>1,200円</td></tr>
<tr><td colspan="7">備考
１　照明を伴い利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に１時間（１時間未満は、１時間とする。）につき600円を加算した額とする。
２　市外利用者が利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の200に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
３　土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の利用料金は、規定の利用料金の100分の120に相当する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</td></tr>
</table></td><td>4　テニスコートの使用料（１面につき）
<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th>区分１</th><th>区分２</th><th>区分３</th><th>区分４</th><th>区分５</th><th>区分６</th></tr>
<tr><th>９：00～
11：00</th><th>11：00～
13：00</th><th>13：00～
15：00</th><th>15：00～
17：00</th><th>17：00～
19：00</th><th>19：00～
21：00</th></tr>
<tr><td>テニスコート</td><td>900円</td><td>900円</td><td>900円</td><td>900円</td><td>900円</td><td>900円</td></tr>
<tr><td colspan="7">備考
１　照明を伴い使用する場合の使用料は、規定の使用料に１時間（１時間未満は、１時間とする。）につき500円を加算した額とする。
２　市外使用者が使用する場合の使用料は、規定の使用料の100分の200に相当する額とする。
３　土曜日、日曜日及び休日に使用する場合の使用料は、規定の使用料の100分の120に相当する額とする。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>5　附属設備及びその利用料金の上限
市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額</td><td>5　附属設備及びその使用料
市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額</td></tr>
</table>

条例制定改廃調書

<table>
<tr><td>1　名　　称</td><td colspan="3">奈良市火災予防条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>2　制定改廃の根拠法令、関係通達等</td><td>・火災予防条例（例）の一部改正について（通知）（令和８年７月３日付消防予第２７８号消防庁次長通知）</td><td rowspan="2">4　制定改廃の概要</td><td rowspan="2">１．排気ダクト等に油脂等が付着しないように適切に管理する旨の規定を加える。（第１９条から第２２条まで関係）</td></tr>
<tr><td>3　制定改廃の理由</td><td>・飲食店等で使用される調理に用いる器具の周囲に設置される排気ダクト等の清掃不足及び点検不足は、火災のリスクにつながることから、排気ダクト等の適切な管理に対応するよう上記の通知が発出された。これにより、本市においても所要の規定の整備を行うもの。</td></tr>
<tr><td>5　施行期日</td><td>令和９年４月１日</td><td>所管部課</td><td>消防局　予防課</td></tr>
</table>

奈良市火災予防条例　新旧対照表

現行	改正案
（液体燃料を使用する器具） 第19条　液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）～(13)　略 ２　液体燃料を使用する移動式ストーブにあつては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。	（液体燃料を使用する器具） 第19条　液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）～(13)　略 ２　液体燃料を使用する移動式ストーブにあつては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。 ３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。
（固体燃料を使用する器具） 第20条　こんろ、火鉢その他の固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）・（２）　略 ２　前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第１項第１号から第９号の２までの規定を準用する。	（固体燃料を使用する器具） 第20条　こんろ、火鉢その他の固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）・（２）　略 ２　前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第１項第１号から第９号の２までの規定を準用する。 ３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。
（気体燃料を使用する器具） 第21条　こんろ、移動式ストーブその他の気体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）～（４）　略 ２　前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第19条第１項第１号から第10号までの規定を準用する。	（気体燃料を使用する器具） 第21条　こんろ、移動式ストーブその他の気体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）～（４）　略 ２　前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第19条第１項第１号から第10号までの規定を準用する。 ３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するも

現行	改正案
（電気を熱源とする器具） 第22条　電気アイロン、移動式の電気ストーブその他の電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）・（２）　略 ２　前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第19条第１項第１号から第７号まで、第９号及び第９号の２の規定を準用する。	ののほか、第19条第３項の規定を準用する。 （電気を熱源とする器具） 第22条　電気アイロン、移動式の電気ストーブその他の電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 （１）・（２）　略 ２　前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第19条第１項第１号から第７号まで、第９号及び第９号の２の規定を準用する。 ３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第19条第３項の規定を準用する。

条例制定改廃調書

<table>
<tr><td>1　名　　称</td><td colspan="3">奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>2　制定改廃の根拠法令、関係通達等</td><td>・高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第８号）
・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第８８号）</td><td rowspan="2">4　制定改廃の概要</td><td rowspan="2">１．一条高等学校の市内生に係る授業料の改定を行う。（第２条、別表関係）
改定前　年額　１０２，０００円
改定後　年額　１１８，８００円</td></tr>
<tr><td>3　制定改廃の理由</td><td>・上記の法令改正により、高等学校等就学支援金の受給要件における所得制限が撤廃されたことに伴い、授業料の保護者負担が生じない状況となった。一方で、一条高等学校の市内生に係る授業料について、同支援金の支給上限額と同額である市外生に係る授業料より低額となっていることから、その格差を是正するとともに、同校の教育及び学習環境の充実に必要な財源を確保するため、市外生に係る授業料と同額に引き上げる改定を行うもの。</td></tr>
<tr><td>5　施行期日</td><td>令和９年４月１日</td><td>所管部課</td><td>教育部　一条高等学校事務室</td></tr>
</table>

議案番号　１３０

奈良市立高等学校等における授業料等に関する条例　新旧対照表

現行

（授業料等の額）

第２条　授業料、入学料及び入学考査料の額は、次の表のとおりとする。

区　分		授業料	入学料	入学考査料
高等学校	市内生	円 年額　102,000	略	略
	市外生	年額　118,800	略	
略				略

２　前項に規定する市内生とは市内に住所を有する者をいい、市外生とは市内生以外の者をいう（以下同じ。）。

３　略

別表（第３条関係）

１　高等学校

区　分		第１期（４～６月分）	第２期（７～９月分）	第３期（10～12月分）	第４期（１～３月分）
納付額	市内生	円 25,500	円 25,500	円 25,500	円 25,500
	市外生	29,700	29,700	29,700	29,700

改正案

（授業料等の額）

第２条　授業料、入学料及び入学考査料の額は、次の表のとおりとする。

区　分		授業料	入学料	入学考査料
高等学校	市内生	円 年額　118,800	略	略
	市外生		略	
略				略

２　前項に規定する市内生とは市内に住所を有する者をいい、市外生とは市内生以外の者をいう＿＿＿＿＿。

３　略

別表（第３条関係）

区　分	第１期（４～６月分）	第２期（７～９月分）	第３期（10～12月分）	第４期（１～３月分）
納付額	円 29,700	円 29,700	円 29,700	円 29,700

条例制定改廃調書

<table>
<tr><td>1　名　　称</td><td colspan="3">奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>2　制定改廃の根拠法令、関係通達等</td><td>・令和８年人事院勧告（令和８年８月７日）
・会計年度任用職員制度における扶養手当及び住居手当の取扱いについて（通知）（令和８年９月２８日付総行給第６６号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）</td><td rowspan="2">4　制定改廃の概要</td><td rowspan="2">１．転居手当の新設（第２条、第６条の３、第１９条、第２０条関係）
　転勤を行った職員の経済的負担の軽減のための手当として、転居手当を支給する。

２．扶養手当及び住居手当の新設（第１９条、第２０条関係）
　一定の要件を満たす会計年度任用職員について、常勤の企業職員に準じた扶養手当及び住居手当を支給する。</td></tr>
<tr><td>3　制定改廃の理由</td><td>・国家公務員の給与改定に準じ、転勤を行った職員の経済的負担の軽減のための手当として転居手当を支給するため、所要の規定の整備を行うもの。
・上記の通知に伴い、一定の要件を満たす会計年度任用職員に扶養手当及び住居手当を支給するため、所要の規定の整備を行うもの。</td></tr>
<tr><td>5　施行期日</td><td>令和９年４月１日</td><td>所管部課</td><td>企業局　経営部　企業総務課</td></tr>
</table>

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例　新旧対照表

現行	改正案
（給与の種類） 第２条　略 ２　略 ３　手当の種類は、初任給調整手当（第１種初任給調整手当及び第２種初任給調整手当をいう。）、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 （単身赴任手当） 第６条の２　略	（給与の種類） 第２条　略 ２　略 ３　手当の種類は、初任給調整手当（第１種初任給調整手当及び第２種初任給調整手当をいう。）、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、転居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 （単身赴任手当） 第６条の２　略 （転居手当） 第６条の３　職員が異動等に伴つて特定転居元から住居を移転した場合において、当該特定転居元から当該異動等の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離その他の事情を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められ、かつ、往来距離（往来距離により難い特別の事情があるものとして管理者が定める場合には、管理者が定める区間の距離）が管理者が定める距離以上であるときは、当該職員には、管理者が定めるところにより、当該異動等の日の属する月の翌月（当該異動等の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から３年間（単身赴任手当支給職員にあつては、前条第１項又は第２項の規定により単身赴任手当が支給される間）、転居手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務場所への異動等が予定されている場合その他の転居手当を支給することが適当と認められない場合として管理者が定める場合は、この限りでない。 ２　奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）

現行	改正案
	第１条の規定による一般職に属する職員から引き続き給料表の適用を受ける職員となつた者（任用の事情等を考慮して管理者が定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして管理者が定めるものがあつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があり、当該変更に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による転居手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、転居手当を支給する。
	３　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
	（１）　異動等　勤務場所を異にする異動又は職員の在勤する勤務場所の移転
	（２）　特定転居元　異動等に伴つて住居を移転する職員の移転前の住居がある場所であつて、移転後に職員が当該場所と移転後の住居との間を往来する必要が生ずると通常想定される場所として、職員が当該場所を生活の拠点としていた期間その他の事情を考慮して管理者が定める場所（単身赴任手当支給職員にあつては、配偶者の住居）
	（３）　往来距離　管理者が定めるところにより算定した職員の現在の住居と特定転居元との間の距離
	（４）　単身赴任手当支給職員　前条第１項又は第２項の規定により単身赴任手当を支給される職員
（退職手当）	（退職手当）
第13条　略	第13条　略
２　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。	２　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。
（１）～（３）　略	（１）～（３）　略
（４）　職員で引き続いて、又は職員を退職した日若しくはその翌日に、奈	（４）　職員で引き続いて、又は職員を退職した日若しくはその翌日に、奈

現行	改正案
良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）の適用を受けることとなつた者（地方公務員法第22条の４第１項の規定により採用された者を除く。）	良市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受けることとなつた者（地方公務員法第22条の４第１項の規定により採用された者を除く。）
３～８　略	３～８　略
（会計年度任用職員の給与）	（会計年度任用職員の給与）
第19条　第２条第１項及び第３項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の２第１項第２号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。	第19条　第２条第１項及び第３項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の２第１項第２号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。
２　フルタイム会計年度任用職員には、第３条第２項及び第３項、第３条の２から第５条の３まで、第６条の２、第10条の２、第14条第２項第４号、第15条、第16条の２並びに第16条の３の規定は、適用しない。	２　フルタイム会計年度任用職員には、第３条の２から第４条まで、第５条の２、第６条の２、第６条の３、第10条の２、第14条第２項第４号、第15条、第16条の２及び第16条の３の規定は、適用しない。
第20条　第２条第１項及び第３項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の２第１項第１号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として管理者が定める者及び従事する業務の性質等を考慮して管理者が定める者については、期末手当及び勤勉手当を除く。）とする。	第20条　第２条第１項及び第３項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の２第１項第１号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として管理者が定める者及び従事する業務の性質等を考慮して管理者が定める者については、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当を除く。）とする。
２　パートタイム会計年度任用職員には、第３条第２項及び第３項、第３条の２から第５条の３まで、第６条の２、第10条の２、第13条、第14条第２項第４号、第15条、第16条の２並びに第16条の３の規定は、適用しない。	２　パートタイム会計年度任用職員には、第３条の２から第４条まで、第５条の２、第６条の２、第６条の３、第10条の２、第13条、第14条第２項第４号、第15条、第16条の２及び第16条の３の規定は、適用しない。

条例制定改廃調書

<table>
<tr><td>1　名　　称</td><td colspan="3">奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</td></tr>
<tr><td>2　制定改廃の根拠法令、関係通達等</td><td></td><td rowspan="2">4　制定改廃の概要</td><td rowspan="2">１．市立奈良病院の診療科目のうち、放射線科を分割し、放射線診断・ＩＶＲ科及び放射線治療科を設置する。（第４条関係）</td></tr>
<tr><td>3　制定改廃の理由</td><td>・市立奈良病院の標榜診療科のうち放射線科について、画像診断・血管内治療（ＩＶＲ）と放射線治療を一体的に標榜しているが、両分野は専門とする医師、診療内容等が異なるため、患者及び紹介元医療機関が症状等に応じて適切かつ迅速に医療機関を選択できるよう、所要の規定の整備を行うもの。</td></tr>
<tr><td>5　施行期日</td><td>公布の日</td><td>所管部課</td><td>健康医療部　医療政策課</td></tr>
</table>

議案番号　１３２

奈良市病院事業の設置等に関する条例　新旧対照表

現行	改正案
（経営の基本） 第４条　略 ２　診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。 （１）～(25)　略 (26)　放射線科 (27)～(30)　略 ３　略	（経営の基本） 第４条　略 ２　診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。 （１）～(25)　略 (26)　放射線診断・ＩＶＲ科 (27)　放射線治療科 (28)～(31)　略 ３　略